

建築確認・検査申請手数料

令和8年4月1日改定

■ 確認・検査・仮使用認定の申請手数料は、申請床面積の合計等により算定する『基本手数料』に、計画の特性に応じた要素等について加算又は減算して算定します。

● 確認申請手数料

建築物(申請床面積の合計)	基本手数料		減算手数料 併願申請割引※5	加算手数料								
	【特例有り】※1	【特例無し】※1		構造計算書 審査※2	構造計算ルート2 基準審査※2※4	限界耐力計算等 審査※2	特定天井 審査※3	構造適判 整合審査※2	天空率審査※3	避難安全・耐火性能・ 防火区画検証法審査※3	省エネ適判 整合審査※3	省エネ仕様基準 審査※3※4
100 m ² 以内	24,000 円	33,000 円	5,000 円	38,000 円	80,000 円 ※4(40,000 円)	48,000 円	48,000 円	10,000 円	12,000 円	48,000 円	10,000 円	10,000 円
100 m ² を超え 200 m ² 以内	33,000 円	46,000 円		38,000 円								
200 m ² を超え 300 m ² 以内	45,000 円	60,000 円		43,000 円								
300 m ² を超え 500 m ² 以内	56,000 円	75,000 円		55,000 円								
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	77,000 円	100,000 円		70,000 円								
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	----	150,000 円	20,000 円	110,000 円	110,000 円 ※4(55,000 円)	84,000 円	84,000 円	20,000 円	24,000 円	84,000 円	20,000 円	30,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	----	190,000 円		150,000 円								
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内	----	220,000 円		170,000 円								
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	----	250,000 円		190,000 円								
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以内	----	270,000 円		210,000 円								
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以内	----	320,000 円		240,000 円								
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	----	360,000 円		270,000 円								
10,000 m ² を超え 15,000 m ² 以内	----	420,000 円		310,000 円								
15,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	----	470,000 円		340,000 円								
20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以内	----	550,000 円		400,000 円								
30,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	----	630,000 円	470,000 円	120,000 円	120,000 円	120,000 円						
50,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	----	690,000 円	510,000 円									
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	----	720,000 円	530,000 円									
100,000 m ² を超える	----	750,000 円	560,000 円									
昇降機・建築設備(一基につき)	----	24,000 円	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----
工作物(一つにつき)	----	28,000 円	----	5,000 円	----	----	----	----	----	----	----	----

※1 特例とは、建築基準法第6条の4に規定する建築物の建築に関する確認の特例をいいます。(令和7年3月31日以前に着工した旧4号建築物の計画変更は【特例有り】の手数料を適用する)

※2 構造上の棟毎の床面積により算定した額を合計し、基本手数料に加算します。(構造計算書の審査が必要な既存の部分も含む)

※3 審査の対象となる部分の床面積の合計により算定した額を基本手数料に加算します。(省エネ適判整合審査については他機関で通知書の交付を受けた場合に限り)

※4 構造計算ルート2基準審査については、令和9年3月31日までは表に示す額の2分の1(括弧書き)とします。

※5 確認申請以外の業務について当センターに併願申請された場合に基本手数料から減算します。(住宅瑕疵担保責任保険を除き、住宅性能評価、長期使用構造等確認、フラット35適合証明、建築物エネルギー消費性能適合性判定、BELS評価等を対象とし、確認申請の引受け(本受付)までに申請された場合に適用する)

◆ 計画変更の場合の基本手数料及び当該変更で審査対象となる加算手数料は、当該変更に係る部分の床面積の1/2とします。(各整合審査及び当該変更で初めて審査対象となる加算手数料は除く)

◆ 昇降機又は建築設備の計画変更の場合の基本手数料は12,000円とし、工作物の計画変更の場合の基本手数料は14,000円、構造計算書審査の加算手数料は2,000円とします。

◆ 電子申請による確認申請において、消防同意が必要となる場合の加算手数料は、申請1件につき2,000円とします。(消防同意が電子化に対応している場合を除く)

◆ 改正法の施行により旧4号建築物から新2号建築物になる木造建築物等で、改正法施行日前に確認済証の交付を受けて施行日以降に着工する場合、着工後の計画変更の際に追加の審査が必要となる場合は、構造関係規定等の審査省略項目についての審査の場合は確認申請基本手数料の【特例無し】と【特例有り】の差額及び該当する加算手数料を、省エネ基準適合についての審査の場合は該当する加算手数料を計画変更申請手数料に加算します。(確認申請の引受けと確認済証の交付が施行日を跨ぐ場合に追加の審査が必要となる場合も同様)

● 中間検査申請手数料

建築物(申請床面積の合計)	基本手数料		加算手数料
	【特例有り】※1	【特例無し】※1	他機関 確認済証交付※2
100㎡以内	23,000円	32,000円	16,000円
100㎡を超え 200㎡以内	31,000円	46,000円	23,000円
200㎡を超え 300㎡以内	41,000円	57,000円	30,000円
300㎡を超え 500㎡以内	51,000円	74,000円	37,000円
500㎡を超え 1,000㎡以内	68,000円	110,000円	50,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内	----	150,000円	75,000円
2,000㎡を超え 3,000㎡以内	----	190,000円	95,000円
3,000㎡を超え 4,000㎡以内	----	220,000円	110,000円
4,000㎡を超え 5,000㎡以内	----	240,000円	120,000円
5,000㎡を超え 6,000㎡以内	----	270,000円	130,000円
6,000㎡を超え 8,000㎡以内	----	320,000円	160,000円
8,000㎡を超え 10,000㎡以内	----	350,000円	180,000円
10,000㎡を超え 15,000㎡以内	----	390,000円	210,000円
15,000㎡を超え 20,000㎡以内	----	430,000円	230,000円
20,000㎡を超え 30,000㎡以内	----	490,000円	270,000円
30,000㎡を超え 50,000㎡以内	----	580,000円	310,000円
50,000㎡を超え 70,000㎡以内	----	680,000円	340,000円
70,000㎡を超え 100,000㎡以内	----	760,000円	360,000円
100,000㎡を超える	----	910,000円	370,000円
昇降機・建築設備(一基につき)	----	----	----
工作物(一つにつき)	----	----	----

● 完了検査・仮使用認定申請手数料

建築物(申請床面積の合計)	基本手数料(完了検査)		基本手数料 (仮使用認定)	減算手数料 中間検査合格証 交付済み※3	加算手数料		
	【特例有り】※1	【特例無し】※1			省エネ基準 適合義務検査※4	省エネ適判等 軽微変更確認※4	他機関 確認済証交付※2
100㎡以内	26,000円	35,000円	42,000円	2,000円	7,000円	3,000円	16,000円
100㎡を超え 200㎡以内	36,000円	50,000円	60,000円	2,000円	10,000円	5,000円	23,000円
200㎡を超え 300㎡以内	47,000円	63,000円	75,000円	2,000円	12,000円	6,000円	30,000円
300㎡を超え 500㎡以内	56,000円	84,000円	100,000円	3,000円	16,000円	8,000円	37,000円
500㎡を超え 1,000㎡以内	82,000円	120,000円	140,000円	7,000円	24,000円	12,000円	50,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以内	----	180,000円	210,000円	10,000円	36,000円	18,000円	75,000円
2,000㎡を超え 3,000㎡以内	----	220,000円	260,000円	10,000円	44,000円	22,000円	95,000円
3,000㎡を超え 4,000㎡以内	----	260,000円	310,000円	20,000円	52,000円	26,000円	110,000円
4,000㎡を超え 5,000㎡以内	----	300,000円	360,000円	20,000円	60,000円	30,000円	120,000円
5,000㎡を超え 6,000㎡以内	----	330,000円	390,000円	20,000円	66,000円	33,000円	130,000円
6,000㎡を超え 8,000㎡以内	----	390,000円	460,000円	30,000円	78,000円	39,000円	160,000円
8,000㎡を超え 10,000㎡以内	----	440,000円	520,000円	30,000円	88,000円	44,000円	180,000円
10,000㎡を超え 15,000㎡以内	----	490,000円	580,000円	30,000円	98,000円	49,000円	210,000円
15,000㎡を超え 20,000㎡以内	----	550,000円	660,000円	40,000円	110,000円	55,000円	230,000円
20,000㎡を超え 30,000㎡以内	----	620,000円	740,000円	50,000円	120,000円	62,000円	270,000円
30,000㎡を超え 50,000㎡以内	----	740,000円	880,000円	60,000円	140,000円	74,000円	310,000円
50,000㎡を超え 70,000㎡以内	----	850,000円	1,020,000円	70,000円	170,000円	85,000円	340,000円
70,000㎡を超え 100,000㎡以内	----	970,000円	1,160,000円	80,000円	190,000円	97,000円	360,000円
100,000㎡を超える	----	1,160,000円	1,390,000円	100,000円	230,000円	110,000円	370,000円
昇降機・建築設備(一基につき)	----	30,000円	----	----	----	----	12,000円
工作物(一つにつき)	----	27,000円	----	----	----	----	14,000円

※1 特例とは、建築基準法第7条の5に規定する建築物に関する検査の特例をいいます。(令和7年3月31日以前に着工した旧4号建築物の中間検査、完了検査は【特例有り】の手数料を適用する)

※2 直前の確認済証の交付を他機関で受けている場合は、申請床面積の合計により算定した額を基本手数料に加算します。

※3 当センターから中間検査合格証の交付を受けた場合は、申請床面積の合計により算定した額を基本手数料から減算します。

※4 検査の対象となる部分の床面積の合計により算定した額を基本手数料に加算します。ただし、直前の省エネ適判等(省エネ適判が不要となる設計住宅性能評価、長期優良住宅認定、長期使用構造等確認を受けた場合を含む)を他機関で受けている場合は2を乗じた額を加算します。なお、省エネ適判等軽微変更確認の加算はルートBの場合に限ります。

◆ 中間検査申請手数料については、中間検査対象階までの床面積の合計で算定します。2回目の検査の床面積は、1回目の検査の床面積を除いた面積とします。

◆ 確認検査以外の検査を同時に受検する場合は検査手数料を減算することとし、減算手数料は申請1件につき、みやぎ住まいの倶楽部会員の瑕疵担保保険検査・保険法人検査又はフラット35に係る検査は5,000円とし、建設住宅性能評価に係る検査は10,000円とします。

◆ 完了検査における追加説明書の提出があった場合は、計画変更の場合を準用して算定した額を加算します。

◆ 当センターから仮使用認定通知書の交付を受けた場合の完了検査の基本手数料及び減算・加算手数料は、申請床面積の合計から仮使用認定部分を除いた床面積により算定します。ただし、申請する部分全てに仮使用認定通知書の交付を受けた場合の完了検査の申請手数料は35,000円とします。(手数料の減算・加算は無し)

◆ 再検査を行う場合の手数は、申請床面積の合計が500㎡以内の建築物又は建築設備等の場合は10,000円、申請床面積の合計が500㎡を超えるの建築物の場合は30,000円とします。また、検査予定日の2営業日前の午後以降に検査日を変更する場合、各検査手数料または仮使用認定手数料に左記と同じ額を加算します。(ただし、自然災害による変更など申請者の責に帰さないと認められる場合は加算しない)

◆ 検査に係る出張費が加算される場合があります。

◆ 改正法の施行により旧4号建築物から新2号建築物になる木造建築物等で、改正法施行日前に確認済証の交付を受けて施行日以降に着工する場合、着工後の検査等の申請の際に追加の審査が必要となる場合は、構造関係規定等の審査省略項目についての審査の場合は確認申請基本手数料の【特例無し】と【特例有り】の差額及び該当する加算手数料を、省エネ基準適合についての審査の場合は該当する加算手数料を検査等の申請手数料に加算します。

【確認・検査・仮使用認定 共通】

■ 特例有りでかつ申請床面積の合計が1,000㎡を超える場合は、特例無しの場合の額とします。

■ 確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書の交付において、書面での発行を行う場合の加算手数料は、申請1件につき2,000円とします。

■ 帳簿記載事項証明に係る申請手数料は、証明書1通につき4,000円とします。

～ 確認申請手数料の例 ～ ※令和9年3月31日までに引受けをした場合

● 構造計算書が添付される場合の確認申請手数料の算定方法（省エネ基準適合義務有りの場合） ※省エネ適判は併願申請とし手数料は別途

- 確認申請手数料は、申請床面積の合計による基本手数料に、特例の有無によらず構造計算書審査についての加算を行い算定します。
- 構造計算書が添付された棟数が2以上ある場合は、各棟毎の床面積による加算額を算定し、その合計を基本手数料に加算します。
- 一の建築物であっても、EXP.J等により構造上独立しているものは、それぞれ別の建築物とみなします。

【CASE(1)】

(特例無しの場合)
(省エネ適判の場合)

- 申請棟数：1
- 構造上の棟数：1



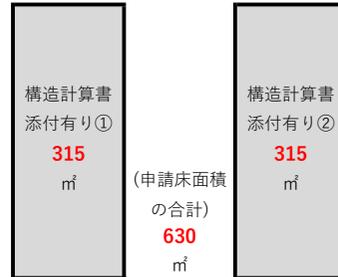
基本手数料	100,000 円
省エネ併願申請減算	-5,000 円
構造計算審査加算	70,000 円
(合計)	165,000 円

※省エネ適判手数料は別途

【CASE(2)】

(特例無しの場合)
(省エネ適判の場合)

- 申請棟数：2
- 構造上の棟数：2



基本手数料	100,000 円
省エネ併願申請減算	-5,000 円
構造計算審査加算①	55,000 円
構造計算審査加算②	55,000 円
(合計)	205,000 円

※省エネ適判手数料は別途

【CASE(3)】

(特例無しの場合)
(省エネ仕様基準の場合)

- 申請棟数：1
- 構造上の棟数：2

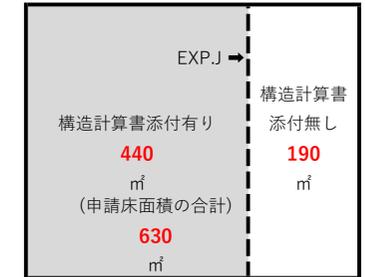


基本手数料	100,000 円
構造計算審査加算①	55,000 円
構造計算審査加算②	38,000 円
省エネ仕様審査加算	10,000 円
(合計)	203,000 円

【CASE(4)】

(特例無しの場合)
(省エネ仕様基準の場合)

- 申請棟数：1
- 構造上の棟数：2



基本手数料	100,000 円
構造計算審査加算	55,000 円
省エネ仕様審査加算	10,000 円
(合計)	165,000 円

● 他の加算手数料が適用される場合の確認申請手数料の算定方法（省エネ基準適合義務有りの場合） ※省エネ適判は併願申請とし手数料は別途

- 確認申請手数料は、申請床面積の合計による基本手数料に、特例の有無によらず構造計算書審査についての加算を行い算定します。

【CASE(5)】

(特例無しの場合)
(省エネ適判の場合)

- ◆ 構造計算ルート2 適用の場合

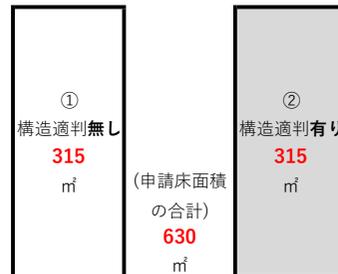


基本手数料	100,000 円
省エネ併願申請減算	-5,000 円
構造計算書審査	70,000 円
ルート2基準審査	40,000 円
(合計)	205,000 円

【CASE(6)】

(特例無しの場合)
(省エネ適判の場合)

- ◆ ②棟のみ構造適判が必要な場合



基本手数料	100,000 円
省エネ併願申請減算	-5,000 円
構造計算審査加算①	55,000 円
構造計算審査加算②	55,000 円
構造適判整合審査	10,000 円
(合計)	215,000 円

【CASE(7)】

(特例有りの場合)
(省エネ基準適合審査無し)

- ◆ 特例有りの建物で 天空率適用の場合

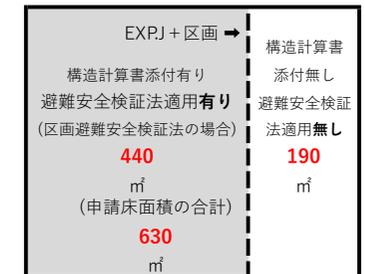


基本手数料	33,000 円
天空率加算	12,000 円
(合計)	45,000 円

【CASE(8)】

(特例無しの場合)
(省エネ仕様基準の場合)

- ◆ 避難安全検証法(区画) 適用の場合



基本手数料	100,000 円
構造計算審査加算	55,000 円
避難安全検証法加算	48,000 円
省エネ仕様審査加算	10,000 円
(合計)	213,000 円